

米国特許権に基づく差止請求 その2 — 終局的差止 (Permanent Injunction) —



大野総合法律事務所
弁護士・カリフォルニア州弁護士
多田 宏文

本連載では、日本及び米国で特許訴訟やライセンス交渉案件を扱ってきた筆者が、米国特許に関わる実務的な論点をピックアップして解説する。第8回である本稿では、前回に引き続き、米国特許権に基づく差止請求について説明する。

第1 はじめに

本稿では、米国特許権に基づく差止請求について説明する。有効な特許権の侵害が認められれば差止請求が認められる日本とは異なり、米国では、一定の要件を充足しなければ、差止請求は認められない。米国でも、日本と同じく、仮差止 (Preliminary Injunction) と、本案における終局的差止 (Permanent Injunction) が存在する¹。前回仮差止について説明したので、本稿では、終局的差止について説明する。

第2 米国における終局的差止 (Permanent Injunction)

1 法文上の根拠

米国特許法283条は、「本章に基づく訴訟の管轄権を有する裁判所は、衡平の原則に従い、裁判所が合理的と認める条件で、特許により保護された権利の侵害を防止するために差止命令を出すことができる。」と定める²。

ここでは、「衡平」(equity)の原則に従うべき旨が規定され、また、裁判官は、差止命令を出す「ことができる」(may)とされている。

1 さらに、必ずしも相手方の審尋を要しない一時的差止命令 (Temporary Restraining Order) という手続もあるが、これが認められることは稀なので、ここでは説明は省略する。

2 「The several courts having jurisdiction of cases under this title may grant injunctions in accordance with the principles of equity to prevent the violation of any right secured by patent, on such terms as the court deems reasonable.」(35 U.S. Code § 283)